



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 ソースネクスト株式会社
代表者 代表取締役社長 松田 憲幸
(コード番号 4344 東証第一部)
問合せ先 アドミニストレーショングループ
取締役常務執行役員 青山 文彦
TEL 03-6430-6406

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ(定時株主総会付議議案)

ソースネクスト株式会社は、本日の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役(社外取締役を含まない。)に対し、年額1億円以内の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を報酬として発行することの承認を求める議案を、平成27年6月25日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権を付与するものとしたいと存じます。

2. 議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成 14 年 1 月 9 日開催の臨時株主総会において、年額 4 億円以内(但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。)とご承認頂いておりますが、今般、役員報酬制度の見直しに伴い、かかる報酬枠の範囲内で、当社の取締役(社外取締役を含まない。)に対し、年額 1 億円以内の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を報酬として発行することにつき、承認をお願いするものであります。なお、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、2,352 個を新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数は、各事業年度において、235,200 株を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数

は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等のオプション評価モデルにより算出した、公正な評価価額にもとづくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役またはこれらに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以上